

2019年7月4日
企業会計基準委員会

企業会計基準第30号 「時価の算定に関する会計基準」等の公表

公表にあたって

我が国においては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等において、時価（公正な評価額）の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていませんでした。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めています（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）、米国会計基準においてはAccounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」）。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、2016年8月に当委員会が公表した中期運営方針において、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する検討課題の1つとして時価に関するガイダンス及び開示を取り上げていました。

これらの状況を踏まえ、当委員会は、2018年3月に開催された第381回企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手する旨を決定し、検討を重ねてまいりました。

今般、2019年6月27日開催の第411回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 企業会計基準第30号
「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）
- 改正企業会計基準第9号
「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）
- 改正企業会計基準第10号
「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第31号
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第14号
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第19号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）

いう。)

本会計基準等につきましては、2019年1月18日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行ったうえで公表するに至ったものです。

なお、時価算定会計基準、時価算定適用指針及び金融商品会計基準は、以下の日本公認会計士協会の実務指針等にも影響するため、当委員会で検討のうえ、同協会に改正を依頼しており、当該依頼を踏まえ、本日、同協会より、以下の実務指針等の改正が公表されております。

- 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号
「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号
「金融商品会計に関する実務指針」
- 日本公認会計士協会 会計制度委員会
「金融商品会計に関するQ&A」

これらの改正につきましては、以下リンク先の同協会のホームページをご参照ください。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190704ejj.html

本会計基準等の概要

以下の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

本会計基準等の理解のために、時価の算定及び時価のレベルについて、別紙1に図を用いた説明を示しています。

■ **開発にあたっての基本的な方針（時価算定会計基準第24項及び第25項）**

当委員会では、時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとした。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとした。

また、IFRS第13号では公正価値という用語が用いられているが、時価算定会計基準では、我が国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮し、時価という用語を用いている。

■ **範囲（時価算定会計基準第3項、第26項から第28項）**

時価算定会計基準は、次の項目の時価に適用する。

- (1) 金融商品会計基準における金融商品
- (2) 棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

金融商品については、国際的な会計基準と整合させることにより国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる便益が高いものと判断し、時価算定会計基準の範囲に含めることとした。一方、金融商品以外の資産及び負債については、時価算定会計基準の範囲に含めた場合の整合性を図るためのコストと便益を考慮し、原則として、金融商品以外の資産及び負債は時価算定会計基準の範囲に含めないこととした。

ただし、棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券と同様に毎期時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益とする処理が求められており、時価の算定についても金融商品と整合性を図ることが適切と考えられることから、時価算定会計基準の範囲に含めている。

■ **時価の定義（時価算定会計基準第5項及び第31項、金融商品会計基準第18項）**

（時価の定義）

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負

債の移転のために支払う価格)であり、入口価格(交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格)ではない。

同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

(期末前1か月の平均価額に関する定めの削除)

時価の定義の変更に伴い、改正前の金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除する¹。

■ 時価の算定単位(時価算定会計基準第6項及び第7項)

資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。しかし、次の要件のすべてを満たす場合には、特定の市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)又は特定の取引相手先の信用リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスク)に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができる。なお、本取扱いは特定のグループについて每期継続して適用する。

- (1) 企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関する正味の資産又は負債に基づき、当該金融資産及び金融負債のグループを管理していること
- (2) 当該金融資産及び金融負債のグループに関する情報を企業の役員に提供していること
- (3) 当該金融資産及び金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価していること
- (4) 特定の市場リスクに関連して金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、当該金融資産及び金融負債のグループの中で企業がさらされている市場リスクがほぼ同一であり、かつ、当該金融資産及び金融負債から生じる特定の市場リスクにさらされている期間がほぼ同一であること
- (5) 特定の取引相手先の信用リスクに関連して金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、債務不履行の発生時において信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め(例えば、取引相手先とのマスターネットリング契約又

¹ ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲している。なお、この場合であっても、評価差額の算定には期末日の時価を用いることとなる(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第91項及び第284項)。

は当事者の信用リスクに対する正味の資産又は負債に基づき担保を授受する契約) が法的に強制される可能性についての市場参加者の予想を時価に反映すること

■ 時価の算定方法（時価算定会計基準第 8 項から第 15 項）

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法（そのアプローチとして、例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがある。）を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する（レベル 1 のインプットが最も優先順位が高く、レベル 3 のインプットが最も優先順位が低い。）。

(1) レベル 1 のインプット

レベル 1 のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。

(2) レベル 2 のインプット

レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプットをいう。

(3) レベル 3 のインプット

レベル 3 のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプットをいう。

当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル 1 の時価、レベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に分類する。なお、時価を算定するために異なるレベルに分類される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これらの重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する。

負債又は払込資本を増加させる金融商品については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。

負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する。負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではない。また、負債の不履行リスクについては、当該負債の移転の前後で同一であると仮定する。

■ その他の取扱い（時価算定適用指針第 24 項）

時価算定適用指針では、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、次のその他の取扱いを定めている。

（第三者から入手した相場価格の利用）

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

上記の定めにかかわらず、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル 2 の時価に属すると判断される場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる²。

- (1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ・スワップ）
- (2) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

■ 市場価格のない株式等³の取扱い（金融商品会計基準第 19 項及び第 81-2 項、金融商品時価開示適用指針第 5 項）

時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしている。このような時価の考え方の中では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の記載を削除した。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって

² 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業とは、銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等が想定される。これら以外の企業集団等においては、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される特定のデリバティブ取引については、第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとする取扱いを定めている。

³ 市場において取引されていない株式、及び出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて「市場価格のない株式等」という。

貸借対照表価額とする取扱いとした。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。

また、市場価格のない株式等については、時価に関する注記を不要とした。当該取扱いの理解のために、別紙2において図を用いて説明している。

■ 開示（金融商品会計基準第 40-2 項、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項、四半期適用指針第 80 項）

（開示項目）

金融商品時価開示適用指針では、基本的には IFRS 第 13 号の開示項目との整合性を図っているが、一部の開示項目についてはコストと便益を考慮して採り入れていない。金融商品時価開示適用指針では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として次の開示項目の注記を求めることとした。

貸借対照表において又は注記のみで時価評価する金融商品

- (1) 時価のレベルごとの残高

貸借対照表において又は注記のみで時価評価するレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価の金融商品

- (2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
- (3) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用の変更の旨及びその理由

貸借対照表において時価評価するレベル 3 の時価の金融商品

- (4) 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報
- (5) 期首残高から期末残高への調整表（当期の損益に計上した未実現の評価損益を含む。）
- (6) 企業の評価プロセスの説明
- (7) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

一方で、IFRS 第 13 号では上記に加えて次の注記を求めているものの、金融商品時価開示適用指針では、これらの注記は求めないこととした。

- (8) レベル 1 の時価とレベル 2 の時価との間のすべての振替額及びその振替の理由
- (9) レベル 3 の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

なお、四半期適用指針では、上記の(1)のうち貸借対照表において時価評価する金融商品について、企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している場合に開示することとした⁴。

(期首残高から期末残高への調整表)

金融商品時価開示適用指針では、上記の(5)期首残高から期末残高への調整表において、期首残高から期末残高への増減を、次の増減理由に区別して示すことを求めている。

- (1) 当期の損益又はその他の包括利益に計上した額
- (2) 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額
- (3) レベル1の時価又はレベル2の時価からレベル3の時価への振替額
- (4) レベル3の時価からレベル1の時価又はレベル2の時価への振替額

ただし、上記の(2)購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額については、作成コストと便益のバランスの観点から、これらの純額で記載することも認めることとした。

■ 適用時期及び経過措置（時価算定会計基準第16項から第20項、時価算定適用指針第25項から第27項等）

本会計基準等の適用時期等については、次のように取り扱う。

- (1) 本会計基準等は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準を適用することができる。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。
- (2) 本会計基準等では、次の経過措置を定めている。

(時価算定会計基準及び時価算定適用指針)

- ① 時価算定会計基準及び時価算定適用指針の適用初年度においては、時価算定会計基準及び時価算定適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。
- ② ①の定めにかかわらず、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなどにより、時価算定会計基準及び時価算定適用指針の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用することができる。また、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累

⁴ ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができる。

積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる。これらの場合、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項に定める事項を注記する。

- ③ 投資信託の時価の算定に関しては、本会計基準等公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、それまでの間は改正前の取扱いを踏襲することができる。この場合、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は要しない。
- ④ 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、投資信託の取扱いを改正する際にその取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記は要しない。

(金融商品時価開示適用指針)

- ⑤ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する開示項目について、適用初年度の比較情報は不要とする。また、期首残高から期末残高への調整表について、金融商品会計基準を年度末の財務諸表から適用する場合には、適用初年度は省略することができる。

(棚卸資産会計基準)

- ⑥ トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価の定義の見直しにより生じる会計方針の変更については、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱いと同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

(金融商品会計基準)

- ⑦ その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるための削除や、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定義の削除など、時価の定義の見直しに伴う金融商品会計基準の 2019 年改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱いと同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

(四半期適用指針)

- ⑧ 適用初年度には、時価のレベルごとの残高の注記（四半期適用指針第 80 項(3)

④) を不要とする。

■ 設例（時価算定適用指針〔設例1〕から〔設例8〕）

本会計基準等では、IFRS 第13号の設例を基礎とした設例を設けている。

〔設例1〕 レベル1の時価に対する主要な市場又は最も有利な市場

〔設例2〕 金利スワップの当初認識時の時価

〔設例3〕 現在価値技法－割引率調整法の使用

〔設例4〕 現在価値技法－期待現在価値法の使用

〔設例5〕 有価証券の売却に関する制約

〔設例6〕 負債の時価－発行社債の時価の算定における相場価格の使用

〔設例7〕 負債の時価－発行社債の時価の算定における現在価値技法の使用

〔設例8〕 資産の取引の数量又は頻度が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

以 上

別紙1 時価の算定及び時価のレベルについて

1. 時価は、インプットと評価技法を用いて算定する。
 - (1) インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、例えば、相場価格、金利、ボラティリティ、リスクに関する調整などがある。

ただし、例えば、取引の数量又は頻度が著しく低下しており、その取引価格が時価を表していないと判断される場合のように、観察可能なインプットのみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットの調整が必要となる場合もある。よって、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断規準ではなく、時価の算定対象である資産又は負債の時価を最もよく表すインプットを最大限利用することとしている。
 - (2) 評価技法には、マーケット・アプローチ（例えば、倍率法やマトリックス・プライシングなど）やインカム・アプローチ（例えば、現在価値技法やオプション価格算定モデルなど）があり、時価を算定するためのインプットとなり得る十分なデータが利用できるものを用いる。評価技法を用いるにあたっては、時価を最もよく表すための観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
2. 時価のレベルは、評価技法ではなく、インプットのレベルに応じて決定される。
 - (1) まず、時価の算定に用いるインプットのレベルを判定する。なお、レベル1のインプットが最も時価の算定に使用する優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。

観察可能なインプット（観察可能な市場データに基づくもの）

- ① レベル1のインプット：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの
- ② レベル2のインプット：資産又は負債の時価の算定における直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

観察できないインプット

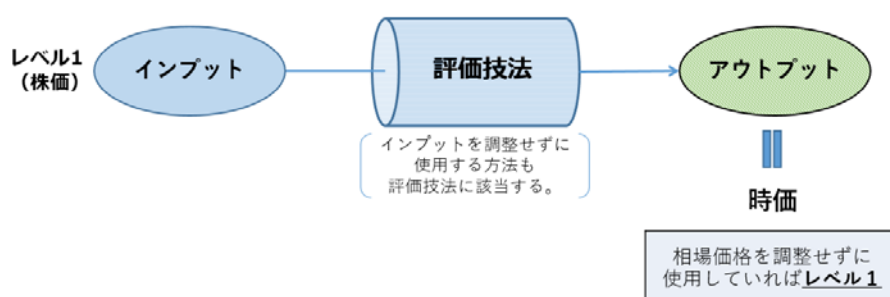
- ③ レベル3のインプット：資産又は負債の時価の算定における観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づくインプット
- (2) 次に、時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、算定した時価を、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。評価技法に複数のレベルのインプットを用いており、そのうち、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数ある場合、それらのインプットが属す

るレベルのうち、時価の算定における優先順位（(1)なお書き参照）が最も低いレベルに当該時価を分類する。

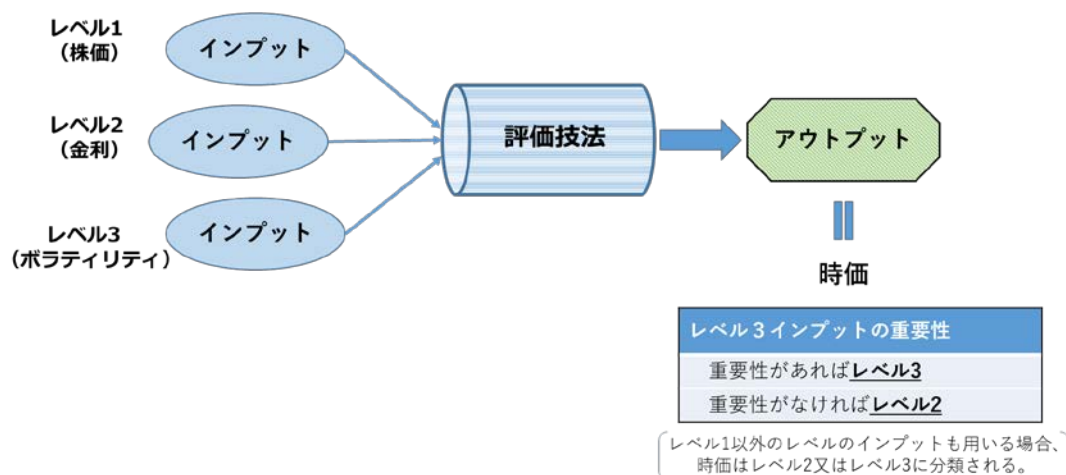
上記のとおり、時価のレベルの分類は、評価技法ではなく、インプットが属するレベルに基づいて行われる。次の【図表1】は、時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係を示すものである。

【図表1】時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係

インプットがレベル1（例えば、株価）のみの場合



インプットが複数ある場合（例えば、株価、金利、ボラティリティが用いられている場合）



3. 時価のレベルは、時価の算定に用いるインプットが観察可能であるか及び経営者の見積りによる不確実性が存在するかを表すものであるため、時価の算定対象となる商品の複雑性や市場における流動性を必ずしも示すものではない。

例えば、商品としては単純なものであっても時価の算定に用いるインプットによっ

て時価のレベルが異なる場合がある。また、時価がレベル3に分類される商品であっても当該商品の市場における流動性が低いとも限らない。

以 上

別紙2 改正後の金融商品の貸借対照表価額及び時価注記の取扱いの概要

	貸借対照表価額		時価注記	
	改正前	改正後	改正前	改正後
(1) 原則として時価をもって貸借対照表価額とする金融商品（売買目的有価証券、その他有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務など）				
① ②以外 （上場株式、通常の債券、デリバティブ取引など）	時価	時価 （金 15, 18 等）	時価を注記	時価を注記 （開 4(1)）
② 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもの				
②-1 改正後における「市場価格のない株式等※1」	取得原価	取得原価 （金 19）	把握困難と注記 ※2	市価なし株式等と注記 ※3(開 5)
②-2 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもの のうち、改正後における「市場価格のない株式等※1」以外のもの				
・社債その他の債券	取得原価（又は償却原価） －貸倒引当金	時価 （金 15, 18 等）	把握困難と注記 ※2	時価を注記 （開 4(1)）
・社債その他の債券以外の有価証券	取得原価	時価 （金 15, 18 等）	把握困難と注記 ※2	時価を注記 （開 4(1)）
・デリバティブ取引	取得原価	時価 （金 25）	把握困難と注記 ※2	時価を注記 （開 4(1)）
(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品（債権、満期保有目的の債券、組合等への出資※4、金銭債務など）				
① ②以外	取得原価等 ※5	取得原価等 ※5	時価を注記	時価を注記 （開 4(1)）
② 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもの	取得原価等 ※5	取得原価等 ※5	把握困難と注記 ※2	時価を注記 （開 4(1)）

※1 市場価格のない株式等とは、本会計基準において、市場で取引されていない株式及び出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものとしている（金融商品会計基準第 19 項）。

※2 改正前においては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由の注記が求められていた。

※3 金融商品会計基準において、市場価格のない株式等については、時価を注記しないこととしている。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。

※4 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する経過措置については、時価算定適用指針第 27 項を参照のこと。

※5 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品の貸借対照表価額については、例えば、債権は取得原価（又は償却原価）－貸倒引当金、満期保有目的の債券は取得原価（又は償却原価）、組合等への出資は原則として組合等の財産の持分相当額、金銭債務は債務額（又は償却原価）となり、各商品や保有目的により異なる。

表中における凡例 金：金融商品会計基準、開：金融商品時価開示適用指針

以 上